

国土交通省は9月12日、2008年に策定した「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂した。

基本構想は、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、市町村が作成するもの。15年3月末時点で「策定済み」は284か所（全市町村の16%）にとどまり、1,683か所は「策定予定なし」と答えている。

こうした状況を受け国交省は、20年の東京五輪・パラリンピックを見据えたバリアフリー施策を検討するために「ユニバーサルデザイン関係府省庁連絡会議」を設置し、8月に中間取りまとめを実施。市

町村のバリアフリー化の取り組みを進めるために、ガイドブック改訂などを盛り込んだ。

改訂のポイントは、面的・一体的なバリアフリー整備の効果を図や写真付きで分かりやすく解説したこと、視覚・聴覚・言語障害者などへの情報提供のあり方などの好事例を紹介したことなど。バリアフリー化を進める重点整備地区の選定や基本構想に盛り込む特定事業についての具体例も紹介した。

国交省はこのガイドブックにより、鉄道駅などを中心としたバリアフリー化の取り組みが進むことを期待している。

（福祉新聞・第2781号 2016年10月10日）